

許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則の一部を改正する
省令（案）に関する意見公募手続の結果について

令和5年9月8日
経済産業省
商務・サービスグループ
商取引監督課

「許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則の一部を改正する省令（案）」について、令和5年7月6日から同年8月4日まで意見公募手続を実施しました。
提出意見と提出意見を考慮した結果については別紙のとおりです。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	デジタル社会の実現に向けては、「デジタル化について、単なる手段として捉えるのではなく」「制度や業務そのものの改革（トランスフォーメーション）を伴いながら進める必要」があるとされている。 この点、経済産業局ごとに掲示して行っていた公示をウェブサイトに掲載する形に見直すことが望ましい変化ではあるが、それだけでは単に手段を変更したに過ぎない。 今回の見直しで、公示をウェブサイトに掲載して実施することとするのであれば、所管経済産業局ごとの掲載ではなく、経済産業省本省のウェブサイトにおいて、全国単位で一律に掲載した方が、一覧性・可読性が高まり望ましい。よって、次のとおり修正すべきではないか。 令・・・に規定する公示は、経済産業省のウェブサイトへの掲載その他適切な方法によつて行う。	当該「公示」に係る事務は、その区域を管轄している経済産業局において実施することが適切と考えておりますが、御意見については、今後の参考にさせていただきます。